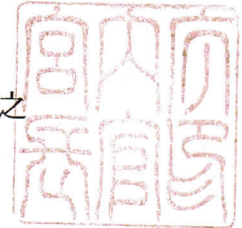




宮内秘発甲第1120号
平成26年10月22日

様

宮内庁長官 風岡典之



行政文書開示決定等通知書

平成26年9月10日付けの行政文書の開示請求については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、下記のとおり開示決定等を行いましたので通知します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称等

昭和天皇実録原稿の電子データの全部

2 開示決定等

別紙のとおり。

3 本件に関する問い合わせ先

〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1
宮内庁長官官房秘書課（情報公開室）
電話：03-3213-1111（内線3767）

※ 別紙の決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮内庁長官に対して異議申立てをすることができます。
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別紙

1. 行政文書の名称等

昭和天皇実録 奉呈本原稿 目次・凡例, 巻1～巻60

2. 決定内容

全部開示

3. 不開示とした部分とその理由

無し

4. 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 * 同封の<説明事項>をお読みください。

下表に記載した方法から、希望する方法を選択してください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書の全体について開示の実施を受けた場合の基本額
61ファイル	電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	1ファイルにつき210円 CD-R1枚100円	12,910円

(開示の実施の方法として、上記のほかに、用紙に出力したもの又は専用機器により再生したものの閲覧や、用紙に出力したものの交付も可能です。これらの方法を希望される場合は、あらかじめ情報公開室までご連絡ください。)

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成26年11月5日から平成27年1月30日まで(土・日曜日を除く。)(※)の午前9時30分から正午までと午後1時から午後5時まで。

ただし、大規模な行事等で業務に支障のある日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始の休日を除く。

(※)・閲覧については、閲覧席数に限りがあるため、閲覧希望者が多数の場合は、閲覧日について調整をさせていただく場合があります。

・用紙に出力したものの交付については、文書量が大量につき、ご希望の交付日から交付実施日まで、若干の日数を頂く場合があります。

場所：宮内庁長官官房秘書課(情報公開室) 東京都千代田区千代田1-1

注：開示の実施の申出は、決定があったことを知った日から**30日以内**に行ってください。

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数及び郵送料(見込額)

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」を受領した日から2～3週間後までに発送予定。

郵送料(注)：【CD-Rの場合】定形外郵便物(100グラムまで)140円

注：今回の開示決定等通知書により、開示の実施を受けられる旨お知らせした行政文書の写しを全て郵送する場合の見込額になります。

5. その他

行政文書の開示の実施方法等の申出について

本通知書とともに<説明事項>、「行政文書の開示の実施方法等申出書」及びその別紙を同封しています。<説明事項>を参照の上、「行政文書の開示の実施方法等申出書」及びその別紙に必要な事項を記入し、申出を行ってください。

<説明事項>

1 開示の実施の方法等の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料分の収入印紙を貼付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、「行政文書開示決定等通知書」の別紙「4. (1) 開示の実施の方法等」に記載した方法から選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例：100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）、部分ごとに異なる方法を選択すること（例：冒頭の10頁は写しの交付を受け、残りは閲覧する等）や、一旦、閲覧した上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に開示を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を希望される場合は、「4. (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載した日時から、ご希望の日時を選択してください。記載した日時にご都合がよいものがない場合は、お手数ですが、下記の問い合わせ先までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の1週間前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付による開示の実施を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料（郵便切手）が必要になりますので、**開示決定等通知書別紙の4. (3)に記載した郵送料見込額をご参照の上、郵送料相当額の郵便切手を開示実施申出書に同封してください。**

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該基本額から300円を減じた額となります。

(例)

150枚ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円→基本額200円→手数料は無料

150枚ある行政文書の写しの交付（例：用紙がA4判）を受ける場合：

用紙1枚につき10円→基本額1,500円→手数料は1,200円

150枚ある行政文書のうち100枚を閲覧し、20枚について写しの交付

（例：用紙がA4判）を受ける場合（残りの30枚は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円+写しの交付に係る基本額200円=計300円→手数料は無料

(2) 手数料の減免

経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙をはって納付してください。

なお、情報公開室に直接来室の上、開示の実施方法等を申し出られる場合には、現金によることもできます。

3 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、「行政文書開示決定等通知書」をご持参ください。

4 その他

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法等について、ご不明な点等がございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先 〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1 宮内庁長官官房秘書課（情報公開室）
電話：03-3213-1111（内線3767）

平成26年10月22日

開示実施手数料について

今回お納めいただく開示実施手数料は基本額から開示請求手数料の300円を引いた額となります。

	基本額	受領済み 収入印紙	今回必要な 収入印紙
(例) 全部の開示を希望	12,910円	-300円	=12,610円

詳しくはお送りしました決定内容及び宮内庁ホームページの「情報公開について」をご覧ください。

宮内庁長官官房秘書課
(情報公開室)
TEL.03-3213-1111 (内線 3767)

「昭和天皇実録」を情報開示請求により入手された方へ

宮内庁書陵部編修課

「昭和天皇実録」の著作権は宮内庁にあります。著作権を侵害する行為をされますと、著作権法による処罰の対象となりますのでご注意ください。

【著作権侵害の例】

- ・著作者の許可を得ず、出版物等に掲載すること。
- ・著作者の許可を得ず、インターネット等へ掲示すること。
- ・インターネットまたは組織内のネットワークを通じデータを第三者と共有すること。
- ・データをインターネットのサーバー上にアップロードし、第三者が取得可能な状態にすること。
- ・複写物を作成し、他人に譲渡または販売すること。
- ・データを添付ファイルとして知人に送付すること。
- ・内容を改変して上記の行為を行うこと。

なお、「昭和天皇実録」は平成26年度末より公刊予定で、公募によって決定した出版業者に著作権使用許可を与え、一般に販売されることとなります。悪質な著作権侵害が行われた場合には、出版業者より損害賠償請求される可能性もあることも申し添えます。

「昭和天皇実録」の著作権につきご質問のある方は、宮内庁書陵部編修課までお問い合わせください。

電話03-3213-1111(代表) 内線3452

昭和天皇実録の本文訂正について

○昭和天皇の御製の記述について、昭和三十五年（一九六〇）七月一日条及び八月六日条を以下のように訂正いたします。（巻四十四 189頁・196頁）

七月

一日 金曜日 午後四時二十五分皇后と共に御出門、東宮御所に行幸される。御着後、皇后及び皇太子・同妃・徳仁親王と共に庭及び邸内を御覧になり、正仁親王も加わり、テラスにおいて皇太子妃手作りの料理を御会食になる。八時四十一分還幸になる。~~なお皇太子妃・徳仁親王をお詠みになられた次の御製あり。~~

~~山百合の花咲く庭にいとし子を車にのせてその母はゆく~~

○侍従日誌、侍従職日誌、内舎人日誌、女官長日記、女官日誌、幸啓録、宮内庁庁報、おぼろげなぼろ

ガーナ国大統領クワメ・ヌクルマ―この日就任につき、同大統領に祝電を寄せられる。これに対し十四日答電が寄せられる。○外交慶弔録、宮内庁庁報、官報

八月

六日 土曜日 午前、皇后及び皇太子妃と共に御同車にて御用邸敷地外の広谷地へ御散策になり、~~同所にてお揃いで~~向かわれ、~~同所にてお揃いで~~湿地のサギソウ等を御覧になる。~~同所にて皇太后・皇太子妃とお別れになり、それよりお一方にて~~一ツ縦に向かわれ、同所付近の湿地の植物を御観察になりつつ、御富士山麓まで御散策され、正午過ぎ御帰邸になる。これより先、皇后・皇太子妃は少時広谷地にお残りの後、御帰邸になる。

夕刻、皇太子妃は乳母車にて徳仁親王を伴い、本邸付近を散策。午後六時頃、天皇は、乳母車を押し、本邸の内庭を通りかかった皇太子妃にお気づきになり、二階バルコニーからお手を振られる。なお、「はじめての皇孫」と題し、このときの情景を詠まれた御製あり。

山百合の花咲く庭にいとし子を車にのせてその母はゆく

○侍従日誌、内舎人供奉日誌、女官長日記、女官日誌、那須行幸啓書類綴、那須御用邸管理事務所日誌、おぼろげなぼろ

（参考）訂正後の八月六日条

八月

六日 土曜日 午前、皇后及び皇太子妃と御同車にて御用邸敷地外の広谷地に向かわれ、同所にてお揃いで湿地のサギソウ等を御覧になる。それよりお一方にて一ツ縦に向かわれ、同所付近の湿地の植物を御観察になりつつ、御富士山麓まで散策され、正午過ぎ御帰邸になる。これより先、皇后・皇太子妃は少時広谷地にお残りの後、御帰邸になる。

夕刻、皇太子妃は乳母車にて徳仁親王を伴い、本邸付近を散策。午後六時頃、天皇は、乳母車を押し、本邸の内庭を通りかかった皇太子妃にお気づきになり、二階バルコニーからお手を振られる。なお、「はじめての皇孫」と題し、このときの情景を詠まれた御製あり。

山百合の花咲く庭にいとし子を車にのせてその母はゆく

○侍従日誌、内舎人供奉日誌、女官長日記、女官日誌、那須行幸啓書類綴、那須御用邸管理事務所日誌、おぼろげなぼろ